

＊詳細は別紙「家庭での新型インフルエンザ対策編」を参照（厚生労働省ガイドラインによる）
イントラネット「リスク・企業倫理・相談窓口HP」の「新型インフルエンザ対策」に掲示

個人レベルでの対策

日常の予防対策

手洗い・うがい・食事・睡眠
しっかりと基本の予防を徹底

季節性インフルエンザ
予防接種の促進

- ①予防接種を受けて免疫ができるまでに約2週間（効果持続は5ヶ月）
 - ②予防接種は新型には効果がないが、新型インフルエンザとの識別化ができる。
- ※新型用ワクチンが開発された時点で新型の予防接種を推奨

日頃から心がけること

咳エチケット

- ・咳・くしゃみの際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむける。
- ・使用後のティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。
- ・症状のある人は、マスクを正しく着用し、感染防止に努める。

手洗い・うがいを励行し人ごみを避ける

- ・手洗いは頻繁に行い、石鹸を用いて15秒以上するのが望ましい。
- ・アルコール製剤により、ウイルスの多くは死滅するため、手洗いと併用するとよい。
- ・うがいを励行する。
- ・できるだけ人ごみを避ける。

自宅の備蓄品

- ・食料品（穀物類・米・シリアル・砂糖・高カロリー栄養食品・インスタント・レトルト等）、飲料品（1人1日3L）、日用品（ビニール袋・ティッシュ・懐中電灯等）医療品（常備薬・洗剤・消毒用アルコール・マスク・うがい薬・解熱剤・保冷剤）、多少の現金等
- ・流通の停滞や外出不可に備え2週間程度（できれば2ヵ月分）の備蓄

その他心がけること

- ・部屋の保温、保湿、換気をする。
- ・バランスの良い食事、十分な睡眠、規則正しい生活で抵抗力を維持する。
- ・鶏肉・鶏卵は十分に加熱調理する（80℃、1分でウイルスは死滅）。

出張者への対策

駐在員・出張者の
対策

帰国後の対応

本社緊急対策本部がレベルBと判断した後に国内で感染者が発生したら..

- ①海外出張は原則禁止
・止むを得ず出張する必要がある場合は、担当役員またはブロック別対策本部長の特認が必要
・駐在員は原則現地滞留

- ②国内出張
本社ならびに事業所の会議・セミナー等で出張・長距離移動が必要な場合は、担当部門・事業所が実施可否を判断する。

出張時の感染防止アイテム

- ①携帯常備薬に体温計・家庭用洗剤・マスク・使い捨て手袋・消毒用お手ふき
- ②出張先の日本大使館やWHO等のホームページで医療情報等を確認する。

情報収集

- 外務省領事局政策課（医療情報）
電話：03-3580-3311 内線2850
- 外務省海外安全相談センター（国別安全情報等）電話：03-3580-3311 内線2902
- 外務省：海外安全ホームページ
<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/>（携帯版）
- 厚生労働省
- 厚生労働省検疫所
- 国立感染症研究所感染症情報センター
- 農林水産省
- 世界保健機関（WHO）
- 国際獣疫事務局（OIE）

感染者への対策

社員が感染者
と接触したら

家族が感染者
と濃厚接触したら

本人が国内
感染したら

下記症状を確認の上、健康異常がある場合には電話等にて直属の上司へ直接連絡する。

自覚症状なし

感染地域からの帰国者は..

- ①帰国後は出社させず自宅待機とする場合がある。
- ②自宅では部屋を別にして人・家族との接触を控える
- ③外出は控え、飛沫感染防止のためマスクを着用する。
- ④家族への感染予防のため、左記の日常予防対策や家庭内の消毒などを励行する。
- ⑤発症した場合の行動調査に備えて感染地域からの移動ルートや接触した人を帰国後3日間記録しておく。
- ⑥従業員や家族が感染者と接触した場合も同様に10日間自宅待機とする場合がある。
- ⑦家族に異常があった場合は直属の上司に報告する。

自覚症状あり

【初発症状】悪寒、頭痛
【主な症状】
・発熱38度以上
・全身症状：
頭痛、関節痛、筋肉痛、
食欲不振、全身倦怠感
・呼吸器症状：鼻汁、
咽頭痛、咳
・消化器症状：嘔吐、
下痢、腹痛

- 以下を厳守し自分ひとりの判断で病院に行かない。
- ①発熱相談センターや保健所に、電話で事前に連絡・相談し指示に従う（感染させないため）
 - ②医師の判断を受ける場合は、マスク着用等周囲の人への感染防止策をとる。

新型インフルエンザ疑い患者

（一般医療機関の場合指定医療機関に移送・隔離）
※ただし感染拡大が進むと医療機関の病床が不足し、原則として自宅療養することになるため、家族による看護・介護が重要となる。

消毒の方法

- ①新型インフルエンザ患者が確認された場合は、家庭・事業所を「消毒用エタノール」や「家庭用塩素系漂白剤：100倍に薄める」で消毒することで感染予防効果がある。（素手で触れずゴム手袋を着用）。
- ②照明のスイッチ、トイレのレバー、ドアノブ等複数の人の手などが触る場所は50倍に薄めた漂白剤で消毒し乾拭きする。

事業所等での対策

事業所の対策

第三国で感染者が出たら
（初期警戒段階）

- ①事業所内で感染を疑われる者が発生した場合は、発症者にマスクを装着し所定の部屋に移動させ、発熱相談センター、保健所に連絡し指示を仰ぐ。

- ①マスク着用、時差出勤、発熱者の入館制限や検温の実施・消毒液設置をブロック別対策本部が判断して本社総合対策本部承認を得て実施する。
- ②セミナー・イベント・研修・会議等の開催は、原則禁止するが、止むを得ない場合は、事業所責任者が判断し、ブロック別対策本部長が決裁し開催する。
- ③セミナー・イベント・研修・会議等開催時にはマスク・消毒液等を準備する。
- ④発症者（社外関係者を含む）はセミナー・会議・イベント・研修・会議等へ出席させない。

国内で感染者が発生したら
（警戒段階）

- ①得意先・取引先の発症者状況・閉鎖および事業縮小状況・在庫状況を可能な限り情報収集する。

店頭での対策

- ①接客時の対応
従業員への店頭活動における「手洗い」と「うがい」励行の義務付け
- ②マスク着用・消毒液の使用・化粧用具の都度消毒は、得意先チャネルからの要請などに基づき、事業所責任者が得意先別に、また受身対応を基本に、実施時期・内容を判断する。

事業所におけるの事前
準備の要点

- ①日常の予防対策徹底
- ②予防セミナー実施
- ③健康管理体制の整備
- ④社員・家族感染時対応
- ⑤安否確認システム確認
- ⑥緊急連絡体制の整備強化
- ⑦事業所入館規制対策
- ⑧保健所等行政機関との連絡体制
- ⑨感染者が出た場合、速やかに保健所等に申し出て指示に従う。
- ⑩取引先、お得意様対応
- ⑪備蓄品の準備

感染地域からの
輸入品などの取扱い

郵便物
販促物

輸入品
原材料

特段の対応はしない
※ただし本社総合対策本部から消毒処置指示を出す場合がある。

新型インフルエンザ診断確定、指定された連絡体制に従い、
本人または家族から、所定の連絡先へ報告する。

接触者追跡調査や事業所オフィス・自宅住居の消毒・周辺対応等については、保健所の指示に従う。

本人が罹患し休務する場合は、「**症状が始まった翌日から7日目まで自宅療養**」とし、私傷病として年次有給休暇・※積立休暇で処理する。
※積立休暇を使用できるのは以下の2つのケース。
①年次有給休暇が不足する場合
②年次有給休暇の残日数がある場合でも、休務する日数が2週間に及ぶ場合同居者が罹患した場合は原則出勤、但し地方自治体指示があったときは特別休暇、子女罹患で面倒を見る人がいないときは積立休暇（不足時は特別休暇）